

1. 開会日時・場所

日時 令和4年7月25日(月) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	—
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

12番 久留本 忠美

3. 議事録署名人

10番 堀本 隆司 11番 山口 郁恵

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任主事 檀上 周
農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第48号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第49号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第50号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第51号議案 非農地証明申請について
第52号議案 農用地利用集積計画について
第53号議案 農用地利用配分計画について
第54号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第7回総会は成立しております。

なお、「12番 久留本委員」から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、10番 堀本委員、11番 山口委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第48号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第52号議案から日程第6第53号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第52号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第 52 号議案に係る資料 52 の第 1 番から第 2 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 10 ページをご覧ください。第 52 号議案、農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 1 件、筆数 2 筆、面積 3,327 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 52 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第 1 番から第 2 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第 6 第 53 号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第 53 号議案に係る資料 53 の第 1 番から第 2 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 11 ページをご覧ください。第 53 号議案、農用地利用配分計画について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 1 件、筆数 2 筆、面積 3,327 m²について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料 53 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第 1 番から第 2 番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

- 議長 次に、日程第1 第48号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第59件から第65件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 まず初めに、先月の第6回定例総会において審議保留とした、第40号議案の第54件、木原3丁目〇〇ほか4筆について説明します。
当該案件は、申請のあった5筆の内の一部が荒廃し、営農が困難と判断されることから、審議保留としましたが、その後、申請者から申請の取下願が提出され、営農可能な部分については別段面積の特例区域設定の申出書が、荒廃し営農困難な部分については非農地証明申請が提出されており、それぞれ、本日も審議いただきます。
それでは、議案書1ページをご覧ください。
第48号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第59件は、〇〇から、沼田東町本市の〇〇が、沼田東町本市〇〇 ほか1筆 地目：田 合計4,150㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第60件は、〇〇から、本郷北3丁目の〇〇が、小泉町〇〇 ほか2筆 地目：田 594㎡ 畑 142㎡ 合計736㎡を、居宅とともに譲り受け新規就農するものです。当該案件は、第6回定例総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。
第61件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦の〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 98㎡を、自宅に隣接しており、耕作するため譲り受けるものです。当該案件は、第6回定例総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。
第62件は、〇〇から、本郷町船木の〇〇が、本郷町船木〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計343㎡を、隣接する農地を所有しており、経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第63件は、〇〇から、久井町下津の〇〇が、久井町下津〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,777㎡を、経営規模拡大を考えており、居住地から近いため譲り受けるものです。
第64件は、〇〇から、久井町山中野の〇〇が、久井町山中野〇〇 ほか1筆 地目：田 合計3,389㎡について、借り受けている農地を譲り受け、引き続き営農するものです。
第65件は、〇〇から、広島市中区吉島新町1丁目の〇〇が、大和町上徳良〇〇 ほか2筆 地目：田 合計595㎡について、所有する田に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。
以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしております。
農地法第3条による許可申請の説明は以上です。
- 議長 地元委員の調査報告を求めます。
- 2番 第59件、7月17日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は国道2号線にかかる〇〇橋から南へ900mのところにあります。以前から借用されており、現在は長ネギを植えられています。持ち主が今後管理できないということで、譲り受けるとのことでした。問題ないと思います。
- 15番 第60件、7月16日に23番推進委員と関係者とで現地を確認いたしました。先ほど事務局が言われたように、この土地は前回、別段面積特例区域が設定されています。住宅と一緒に譲り受けて新規就農したいとのことですが、申請者が20歳過ぎの若い方だったので、ちょっとこれ大丈夫ですかと確認したところ、お父さんと一緒に順次整備しながら作付けをしていくということで、必要なサポートや機械等の購入も考えておられるということで、特に問題ないと思います。
- 10番 第61件、7月16日に26番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 7番 第62件、7月16日に28番推進委員と譲受人で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ありません。
- 14番 第63件、7月18日に13番委員・30番推進委員・32番推進委員の4名で現地確認をいたしました。場所は〇〇から南へ約500mぐらいの地点で、〇〇線に隣接しておりました。最近植え付けをされていない休耕田でありまして、電話で譲渡人の〇〇さんの夫とお話させていただきました。また譲受人の〇〇さんとは、現地でお話させていただきました。事務局の

説明のとおりの内容をおっしゃっておられました。また〇〇さんからは、大豆の植え付けをしようかなというお話を聞いております。別に問題はないと思います。

3 番 第 64 件、7 月 23 日に 1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と当事者の〇〇さんと 5 人で現地確認をしました。事務局の説明どおりで問題はないと思います。

6 番 第 65 件、7 月 17 日に 34 番推進委員と現地を確認しました。譲受人の方と連絡が取れなかったものですから、事務局に確認をしました。周辺の田んぼを所有しておられ、問題ないと思います。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 59 件から第 65 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第 2 第 49 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可申請について、第 80 件から第 95 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 4 ページをご覧ください。
第 49 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。
第 80 件は、〇〇から株式会社〇〇が、八幡町美生〇〇 地目：田 1,414 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容はパネル 162 枚、5 棟、発電量 49.5kw 規模です。
第 81 件は、〇〇から〇〇が、沼田東町本市〇〇 ほか 1 筆 地目：田 1 筆 畑 1 筆 合計 56 m²について、所有権の移転を受け、道路に転用するもので、内容は道路 56 m²です。
第 82 件は、〇〇から〇〇が、沼田東町本市〇〇 ほか 4 筆 地目：田 4 筆 畑 1 筆 合計 618 m²について、所有権の移転を受け、庭敷及び通路に転用するもので、内容は庭敷 433 m²、通路 185 m²です。なお、〇〇番地については、転用の許可を得ることなく通路として利用していることから、始末書を求めて提出されています。
第 83 件は、〇〇から株式会社〇〇が、高坂町真良〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 1,969 m²について、賃借権の設定により資材置場に転用するもので、内容は再生土 2,250 m³です。
第 84 件は、〇〇から〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 139 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容はパネル 60 枚、1 棟、発電量 9.9kw 規模です。
第 85 件は、〇〇から〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 237 m²について、所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容はパネル 64 枚、1 棟、発電量 9.9kw 規模です。
第 86 件は、〇〇から〇〇有限会社が、本郷町本郷〇〇 地目：畑 60 m²、併用地の宅地 140.39 m²とあわせ、東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇〇 145.42 m²について、所有権の移転を受け宅地に転用するもので、分譲用宅地 1 区画です。
許可基準は、農地法施行規則第 57 条第 5 号へ「都市計画法に規定する用途地域が定められている土地の区域内において、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため権利を取得するもの」に該当します。
第 87 件と 88 件は関連案件のため、あわせて説明します。
第 87 件は、〇〇から、本郷町船木〇〇 地目：田 1,069 m²を
第 88 件は、〇〇から、本郷町船木〇〇 ほか 2 筆 地目：田 2,393 m²を、合計 3,462 m²について、それぞれ株式会社〇〇が、所有権の移転を受け車両置き場に転用するもので、内容はバックホー 6 台、ダンプカー 8 台です。
第 89 件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 1,159 m²について、所

有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容はパネル 160 枚、4 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第 90 件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 1,919 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設 2 施設に転用するもので、内容はパネル 162 枚、7 棟、発電量 49.5kw 規模と、パネル 168 枚、5 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第 91 件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 1,078 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容はパネル 156 枚、12 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第 92 件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか 2 筆 地目：田 合計 1,696 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設 2 施設に転用するもので、内容はパネル 164 枚、5 棟、発電量 49.5kw 規模と、パネル 162 枚、5 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第 93 件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか 3 筆 地目：田 合計 1660 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容はパネル 168 枚、7 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第 94 件は、〇〇から〇〇が、久井町泉〇〇 地目：畑 337 m²について、併用地の雑種地とともに所有権の移転を受け駐車場に転用するもので、内容は車庫 1 棟です。なお、当該案件は転用の許可を得ることなく駐車場として車庫を設置していることから、始末書を求めて提出されています。

第 95 件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町坂井原〇〇 地目：田 3,046 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設 2 施設に転用するもので、内容はパネル 162 枚、5 棟、発電量 49.5kw 規模と、パネル 162 枚、7 棟、発電量 49.5kw 規模です。

農振区分が農振農用となっている案件については、令和 4 年第 5 回定例総会で「除外は妥当」と可決されており、今月中に除外見込みです。

第 86 件を除き、申請地はいずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

8 番 第 80 件、7 月 18 日に 21 番推進委員と現地を確認しました。周辺の農地に対して距離がありますので問題はないと思います。農地区分は第 2 種です。

2 番 第 81 件・82 件は私の担当なので続けて報告いたします。
第 81 件、7 月 17 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は国道 2 号線にかかる〇〇橋から南へ 250m ぐらいいったところの東側です。宅地に入る道が里道しかなく、車を入れるために道路として転用されるということなので問題はないと思います。農地区分は第 2 種です。

第 82 件、同じく 7 月 17 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。これも〇〇橋から 400 m 南に行った西側になります。家の前は道路と砂利を敷いておられ、その他は畑として野菜を植えられていました。事務局の説明どおり問題はないと思います。農地区分は第 2 種です。

19 番 第 83 件、7 月 19 日に 22 番推進委員と〇〇行政書士と〇〇の担当者の 4 人で現地を確認しました。計画面積は妥当で最低限の面積でした。また、下流にはため池と言いますか穴が掘ってありまして、事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。

10 番 第 84 件、7 月 16 日に 26 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第 2 種農地です。

第 85 件、7 月 16 日に 26 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。こちらも第 2 種農地です。

17 番 第 86 件、7 月 21 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。この土地は東本通土地区画整理事業区域内である土地で、先ほどの事務局の説明どおり問題ありません。第 3 種農地です。

7 番 第 87 件、88 件が関連案件のため続けて説明します。
7 月 16 日、28 番推進委員と現地を確認しました。申請地は〇〇より西へ約 2.9 km の〇〇

の南側に位置します。他の農地への影響はないんですが、車両置き場でバックホーとかダンプが近くで宅地造成をしており、5、6件の民家があって、狭い道なので気にはなるんですが、事務局の説明どおりでやむを得ないと思います。いずれも2種農地です。

4 番 第89件から93件まで担当案件なので、まとめて報告します。
これは譲受人が全て株式会社〇〇で、担当の先生も一緒でございます。農地区分は全て第2種です。7月19日に行政書士立ち合いのもと、29番推進委員と現地を確認しました。許可基準を満たしておりますので問題ないと思います。

1 番 第94件、7月23日に3番委員・31番推進委員・33番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。農地区分は第2種です。

13 番 第95件、7月18日に14番委員・30番推進委員・32番推進委員と現地確認をしました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。農地区分は第2種です。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

14 番 第95件の譲渡人ですが、振り仮名が「〇〇」となっていますが、「〇〇」さんの間違いではないですか。

事務局 「〇〇」が正しいです。失礼しました。

議 長 その他、質疑はありませんか。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第80件から第95件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第87件、第88件、第95件については、農地法第5条第3項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議 長 次に、日程第3 第50号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第2件を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをご覧ください。
第50号議案、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。

第2件については、〇〇が令和3年6月8日付けで許可を得た第5条申請について、この度、原材料価格の高騰により、当初予定していた期間及び予算内での工事完了が困難となったため、令和5年5月31日まで履行延期承認申請を行われたものです。

第5条の規定による許可条件の履行延期申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請、第2件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第4 第51号議案を上程します。
非農地証明申請について、第20件から第22件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書9ページをご覧ください。第51号議案 非農地証明申請について説明します。
第20件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計1,421㎡について、昭和58年頃から耕作放棄し、〇〇は現況地目：山林として、〇〇と〇〇は現況地目：原野として申請されています。
なお、〇〇と〇〇は、「良好な営農条件を備えている農地」ですが、農地に該当しなくなった原因が「自然潰廃であることが明らかな場合」に該当するため、非農地証明の対象となります。
第21件は、〇〇から、八幡町野串〇〇 地目：畑 231㎡について、昭和22年に住宅を建築して以降、宅地として利用しており、現況地目：宅地として申請されています。
第22件は、〇〇から、木原3丁目〇〇 ほか3筆 地目：畑 合計632.61㎡について、平成10年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
第20件の〇〇と〇〇を除き、申請地はいずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 10番 第20件、7月18日に26番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで原野になっており問題ないと思います。農地区分は、3筆ありまして〇〇は第2種農地、〇〇と〇〇は第1種農地です。
- 8番 第21件、7月18日に21番推進委員と現地を確認しました。事務局から説明がありましたとおりで、現況は空き家になっておりました。2種農地です。
- 16番 第22件、先ほど事務局から説明がありました第6回総会にて審議保留になりました件です。6月28日に事務局と再度現地の調査をしまして、これは非農地と判断しました。また、20番推進委員とは7月18日に現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。第2種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請、第20件から第22件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第7 第54号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、第7件を審議します。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案書 12 ページをお開きください。
第 54 号議案 農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて説明します。
第 7 件は、福山市春日町 5 丁目の〇〇が所有する、木原 3 丁目〇〇 地目：畑 680 m²について、住宅を購入する計画があり、住宅にあわせて農地を取得し新規就農したいため、特例区域の設定を申し出たものです。
設定基準は、別段面積の特例区域設定要綱第 2 条第 1 項第 1 号「空き家に付随する農地であること」に該当します。
農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 16 番 第 7 件、先ほど非農地で説明しました件です。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願ひます。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は挙手願ひます。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 6 件
○農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 1 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 3 件
○農地法第 5 条の規定による許可不要案件 2 件
○取下願 1 件
○登記官等からの農地転用事実等に関する照会 1 件
- 2 その他
○今後の日程
令和 4 年第 8 回定例総会 8 月 25 日(木) 14 時
- 議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。